

●まちのお知らせ

児童手当・特例給付現況届について

児童手当を受給している方は、毎年6月中に「児童手当・特例給付現況届」を提出しなければなりません。(この届けを提出しないと、6月以降の児童手当が受給できなくなりますので必ず提出してください。)

対象

15歳に到達後の最初の3月31日までの間にある児童(中学生修了前)を養育している人 *対象者の人には、後日、書類を送付します。

届出期限

6月28日(金)まで

*下記の日程で役場1階町民ホールに特設窓口を開設します。

6月17日(月)、18日(火) 9:00～17:00

6月19日(水) 9:00～20:00

支給時期

6月・10月・翌年2月

☎ 福祉課 ☎ 64-7104

元気サポーター養成講座受講生募集

福祉に携わるボランティア『元気サポーター』の養成講座を開講します。「高齢者助け合い生活支援事業」の担い手となり、65歳以上の一人暮らしや高齢者世帯のゴミ出しや電球替えなどのちょっとした困りごとの支援をします。

講座修了後は、社会福祉協議会へのボランティア登録をし活動します。

受講条件

安八町在住・在勤者 (年齢は問いません)

開催日程

7月17日(水)・19日(金)・22日(月)・26日(金)・29日(月)

8月2日(金)・5日(月)

開催場所

中央公民館

受講料

無料

申込み

6月20日(木)までに、ご連絡ください。

☎ 福祉課 ☎ 64-7104

特設人権相談所開設

6月1日は「人権擁護委員の日」

岐阜県人権擁護委員連合会及び大垣人権擁護委員協議会では、人権擁護委員制度の周知徹底と人権思想の普及高揚を図ることを目的に、全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します。

いじめ、体罰、部落差別、女性差別などの差別問題、家庭内(夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続等)、近隣間のもめごと、悩みごとなど、身近なことで困っていることがあれば、人権擁護委員が相談に応じます。

相談は無料で秘密は厳守しますので、どなたでもお気軽にご利用ください。

特設相談日

6月5日(水) 13:30～16:00

特設相談所

中央公民館 1階小会議室

相談員

安八町人権擁護委員

☎ 人権擁護委員会事務局

(福祉課内) ☎ 64-7104

岐阜地方務局大垣支局

☎ 78-3347

6月は「食育月間」 毎月19日は「食育の日」です!!

事業主の皆様へ

◎労働保険年度更新の手続きはお早めに

労災保険と雇用保険の申告・納付期間は、6月3日から7月10日までです。岐阜労働局、各労働基準監督署では、6月3日から申告書の受付を行っております。期限直前は、窓口が大変混雑することが予想されますので、お早めにお出かけください。

なお、手続きはパソコンからも行うこともできますので、インターネットで電子政府の総合窓口「イーガブ」をご覧ください。

☎ 岐阜労働局労働保険徴収室 ☎ 058-245-8115

広報あんぱちに広告を掲載しませんか？

掲載を希望される人は、安八町ホームページ

(<http://www.town.anpachi.gifu.jp>)から必要書類をダウンロードしていただき、企画調整課までご提出ください。

掲載枠 縦45mm、横87mmを1枠とします

料金 1月あたり1枠6,000円

掲載場所 広報あんぱち、まちのお知らせページの最下段

※審査等により掲載できない場合があります。

☎ 企画調整課 ☎ 64-7101